

非自発的失業者の方は 国民健康保険税が軽減されます

「倒産・解雇等による離職」・「雇い止めなどによる離職」を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要となります。）

■対象者について

次の①～⑤全てにあてはまる方が対象となります。

- ① 国民健康保険加入者であること
- ② 雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成21年3月31日以後であること
- ③ 離職日において、65歳未満であること
- ④ 該当者の給与所得がゼロでないこと
- ⑤ 雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30／100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100／100として算定します。）

■申請に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証の写し
- 印鑑
- 申請場所
税務課および各総合支所・出張所

■ 問い合わせ 税務課 課税第1班

☎ 0820(74)1008

◆適用される期間について (制度開始：平成22年4月～)

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。
(例)

離職日	保険税の軽減適用期間
H21年3月31日～ H22年3月30日	H22年4月分～ H23年3月分
H22年3月31日～ H23年3月30日	離職日の翌日の属する月分～ H24年3月分
H23年3月31日～ H24年3月30日	離職日の翌日の属する月分～ H25年3月分

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

※平成21年度の国民健康保険税は対象となりません。

竜崎温泉潮風の湯 指定管理者を募集します

町では『竜崎温泉潮風の湯』について、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の公募を予定しています。1月中旬ごろ募集要項等を、商工観光課および町ホームページ等で公表します。

■問い合わせ

商工観光課 公共施設管理班
☎ 0820(79)1003

【指定管理者制度とは】

従来の管理委託制度とは異なり、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上、コストの節減等を図ることを目的とするものです。



▲温水プール



▲露天風呂